

70歳以上の高齢者無料化と運転免許証自主返納支援制度の変更と回数券の導入について

○70歳以上の高齢者の無料化について

(導入理由)

27年度に策定した「武豊町地域公共交通網形成計画」内において、目指している将来像を「お年寄り等が、安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足の確保」と規定している。

また、加齢による反射神経などの能力低下に伴う高齢者の危険運転が社会問題となっており、高齢者の運転対策が必要である。本町は、1,700日以上連続交通死亡事故ゼロを達成しており、この記録の更新を目指している。そのためには、コミュニティバスを含めた公共交通が高齢者の自動車の運転に替わる生活の足として更なる定着が重要である。

形成計画の将来像及び交通安全対策による「安心安全で暮らしやすいまち」の実現のために、高齢者に対する地域公共交通の無料化を実施する。

(無料化する年齢について)

運転免許の更新の際、「高齢者講習」を受ける必要が生じる70歳以上を無料化する対象年齢として設定する。

これにより、運転免許の更新時期に自家用車の所有を見直し、健康に暮らせる年齢での「生活の足」の選択肢として地域公共交通の活用を促進させることで、健康寿命を延ばし、医療費の削減などの福祉的施策ともつなげることを目的とする。

また、75歳以上になると75歳未満の運転者と比較して死亡事故が大幅に増加するという統計がある中で、70歳から無料化を実施することで自家用車の所有と並行して地域公共交通を使うような仕組みとし、免許更新時に免許の自主返納を促すことができる。

そのため、本町の公共交通の利用における無料乗車券の発行対象年齢は、70歳以上と設定する。

3-1-1 高齢運転者による死亡事故に係る分析(その1)

～ 年齢層別の免許人口当たり死亡事故件数 ～

- 免許人口当たりの死亡事故件数を見ると、75歳以上の高齢運転者は、75歳未満の運転者と比較して死亡事故が多く発生している。

図 年齢層別の免許人口10万人当たり死亡事故件数(原付以上第一当事者)(平成29年)



警視庁

「平成29年における
交通死亡事故の特徴等
について」より抜粋

(運用開始時期)

令和元年10月1日(火)から

(対象者)

町内に住所を有する満70歳以上の高齢者

但し、他人に譲渡、貸与、又は不正に使用したことが判明した場合、無料乗車券の返還を求めることがある。

(無料乗車券発行方法)

無料乗車券発行場所：役場防災交通課

必要なもの：運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書、印鑑

手順：1. 上記必要なものを持参して役場防災交通課窓口に来庁してもらう

2. 定められた申請書に記入の上、押印してもらう

3. 記載内容を確認し、申請者に無料乗車券渡す

(発行時期)

令和元年9月上旬から受付開始

9月中にダイヤ変更などの説明会等を開催し、登録を促す(予定)

○運転免許自主返納支援事業の変更について

現在、65歳以上の運転免許自主返納者に対し、2年間のコミュニティバス無料乗車券の交付を行っているが、70歳以上の高齢者の無料化制度の導入に伴い、運転免許証自主返納者に交付する無料乗車券の期限を撤廃し、希望者に対し10月1日以降使用できる無料乗車券の再交付を行う。

(無料乗車券発行方法)

現状と同様の方法から変更なし

運転免許の自主返納を行う際に交付される「運転経歴証明書」等の書類を役場防災交通課に持ってきて頂き、窓口にて発行する。すでに自主返納を行い、2年間の無料乗車券を発行している人については、調査を行った後、再発行の手続きを行う。

※自主返納し、2年間の有効期限が切れた方についても再発行の手続きを行う

【令和元年10月以降の運賃の整理】

種類	運賃の額(1回)	適用方法
大人・子供	1人100円	大人とは、中学生以上とする。 子供とは、小学生とする。
未就学児	無料	未就学児とは、小学校就学前の者とする。
介助者	無料	介助者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている人を介助するために共に乗車する者とする。(手帳所持者1名につき介助者1名のみ対象とする)
70歳以上の高齢者及び 運転免許証自主返納者で 無料乗車券所有者	無料	役場防災交通課で交付申請をし、無料乗車券の交付を受けた者とする。
コミュニティバス間及び バスと接続タクシーとの 乗継者	無料	北部線(赤ルート)から南部線(青ルート)に乗り継ぐ人又は、南部線(青ルート)から北部線(赤ルート)のバスに乗り継ぐ人及び接続タクシーからバスに乗り継ぐ者。※乗継券を運転手に渡し、乗換後のバス及びタクシーでの運賃は支払わない。

(期限)

70歳以上の無料券及び運転免許自主返納者への無料券どちらも発行日以降、期限は特に定めない。

(周知方法)

9月1日号 広報たけとよの全戸配布

コミュニティバス車内及び停留所看板への案内チラシの掲示

○回数券の導入について

今年の2月に武豊町コミュニティバス利用促進友の会が多くの方にバスを生活の足として活用してもらうことを目的に試験的に回数券を販売した。その結果、2週間で50セットが完売し、多くの利用者から継続の要望の声が上がっている。

こうした声に継続的に応えるため、引き続き、町の事業として回数券制度を導入する。それにより、コミュニティバスを含めた地域公共交通を定期的に利用してもらい、生活の足となる利用者の増加を狙う。

【販売方法】

コミュニティバス車内で運転手による販売

※接続タクシーにおいても券の使用は可能だが、販売は行わない

（利用する車両や運転手はその都度変わるため券の管理が困難であるため）

【販売価格】

11枚綴り1,000円（通常利用より100円得）

【開始時期】

令和元年10月1日（火）から

【利用期限】

利用期限は原則設定しない

※ただし、利用料金等の制度変更がある場合を考慮し、公共交通会議での協議を通じて利用期限を設ける場合がある。

【清算方法】

運行事業者が毎月末に町へ請求する委託料のうち、回数券販売分を差し引いた額を請求（回数券利用者数は、別途回数券利用者としてカウント）

【告知方法】

・バス車内及び停留所への掲示物の掲出 ・広報たけとよ（9月1日号）

【注意事項】

遅延発生防止の為、お釣りが発生する場合は購入できない

安全運行ができる場所で販売を行うためにできる限り「武豊町役場」停留所での停車時に購入して頂く

町との協議の上、作成した回数券を運行事業者により準備する

○ 70歳以上の無料化に伴う事業収支への影響について

(現状分析)

平成31年4月中に年齢別の乗車調査を行ったところ、以下の結果となった。

調査サンプル数：214人

年齢	人数	割合	
65歳未満	68人	31.8%	43.0%
65～69歳	24人	11.2%	
70～74歳	25人	11.7%	57.0%
75～79歳	27人	12.6%	
80～84歳	42人	19.6%	
85～89歳	27人	12.6%	
90歳以上	1人	0.5%	

※6割程度が70歳以上の利用者

(高齢者の無料化による運賃収入額の見通し)

令和元年10月以降の運賃収入額の見込額に上記70歳以上の利用割合(60%)をかけて、運賃収入額の減額分を算出する。

なお、運賃収入額については、ルート・ダイヤ見直しによる利用者の増加を見込み、現状の運賃収入額の5%増の月50万円として、見込額の算出を行う。

年間運賃収入見込額…50万円×12(ヵ月)＝600万円

(年間運賃収入見込額)×(70歳以上の利用者係数)＝(70歳以上無料化時の運賃収入減額分)

600万円 × 60% = 360万円

現状の運賃収入見込み額に対し、70歳以上を無料化することで年間での町負担額は、360万円増加が想定される。

地域公共交通事業の収支を単独で考慮すると収支悪化(行政負担の増大)を招くことになるが、高齢者の外出支援の確保に加え、全ての町民が安心して暮らせるようにする社会的価値に対して行政負担を追加してでも確保すべきと判断している。